

# 面会拒否で父に親権変更

## 福岡家裁「母の言動、長男に影響」

親権を失った父親（40代）が、離婚調停で合意した長男（7）と定期的に会う「面会交流」が守られていないとして、母親からの親権変更などを求めていた審判があり、福岡家裁が親権を父親にする決定を出した。決定は昨年12月4日付。

家裁は、決定理由で「親権者変更以外に現状を改善する手段が見当たらない」などとした。父親の代理人の清源万里子弁護士（大分県弁護士会）によると、面会拒否を理由に親権変更を裁判所が認めることは珍しいという。

決定によると、父親と母親は2011年7月に離婚が成立。調停条項は、福岡県に住む母親を親権がある養育（監護）者とし、県外の父親が長男と月1回、面会することなどが盛り込まれた。しかし、母親の影響で長男が面会を拒むようになったことから、父親は12

年9月に家裁に親権者の変更を申し立てた。

家裁は母親を除いた父親と長男の面会を2回試行。1回目は最終的に2人で遊べるようになったが、母親が様子を観察していたことを伝えると、2回目は長男が嫌がった。

家裁は「長男は1回目に父親と円滑な交流をしたことに強い罪悪感を抱き、母親に対する忠誠心を示すために拒否感を強めた」とするのが合理的」と判断し、「父親を強く拒絶する主な原因は母親の言動」と認定した。その上で「長男の養育のために協力すべき枠

組みを設定することが有益」と指摘し、元妻が監護

者のまま、父親に親権を移し、月1回の父親との面会交流を実施するよう決定に記した。

棚村政行・早稲田大教授（家族法）は「面会拒否を理由に親権者を変更したのは初めてだろう。面会交流が、子の利益のためであることを明らかにした点で評価できる」と話した。